

## 社会福祉法人旭仁福祉会役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人旭仁福祉会（以下「本会」という。）役員・評議員・評議員選任解任委員会委員の報酬について定めるものとする。

### (報酬)

第2条 役員及び評議員並びに評議員選任解任委員会委員が、理事会・評議員会等必要な会議等に出席したときには、次のとおり報酬を支払うことができる。

- (1) 理事長 1日につき 9,000 円
- (2) その他の役員・評議員・評議員選任解任委員会委員 1日につき 6,000 円

附 則 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、令和2年7月1日から施行する。